

ガス警報器・火災警報器リース契約内容

1. 以下の定めは、ご契約者さまと株式会社 CD エナジーダイレクト（以下、当社）のガス警報器、火災警報器のリース契約について適用されます。
2. リース契約期間は契約日から契約書記載の期間の月末までとします。
3. 当リース契約期間において、リース機器が正しく作動しない場合は、無償で修理いたします。ただし、保証書記載の免責事項に該当する場合は、この限りではありません（メーカーの保証書をご参照ください）。
4. リース料金は別表①のとおりであり、ご契約いただいた翌月からご請求となります。
5. 毎月、定められたリース料金をガス代と同時にお支払ください。当社ガスをご利用でない場合は、リース料金単独でのご請求となります。当社取次先とガス使用契約を締結いただいている場合は、原則、取次先または取次先が指定する会社（以下、「取引先等」と言います）よりガス料金と一緒にリース料金を請求させていただきます。※本契約をもって、当社から取次先等の債権譲渡をご了承いただいたものといたします。
6. リース料金の請求に際しまして、事務手続上等の理由により、2～3 か月分の料金を後日一括して請求することがございますので、あらかじめご了承ください。
7. リース機器の有効期間と交換期限は保証書またはリース機器本体に記載のとおりとします。
8. 当社よりご契約者さまに、リース契約に関するお知らせをすることがありますので、あらかじめご了承ください。
9. ガス警報器・火災警報器を設置される際は、関係法令に定める設置基準に遵って取付けてください。
10. リース機器は当社に所有権があります。従って第三者への譲渡、転貸など、当社の所有権を害する恐れのある行為はお断りします。
11. 第三者の強制執行、仮処分等当社の所有権が害される恐れがある場合には、直ちに当社または契約取扱店に連絡するとともに、警報器は当社の所有物であることを主張して第三者の行為を排除していただきます。
12. (1)リース期間中、ご契約者さまに次の一つにでも該当する事由が生じたときは、当社はリース契約を解約させていただくことがあります。
 - ①リース機器を滅失・毀損し、もしくは紛失したとき。
 - ②9.～11.までの定めに違反したとき。
 - ③ガス代の不払当により当社のガスの供給を停止されたとき。
 - ④転宅等によりガス供給契約の解約が確認されたとき。
 - ⑤リース契約の支払い期日後 5 日を経過してもリース料金のお支払いがない場合であって、書面による催告を受けたにもかかわらず催告を受けた日から 20 日以内に全額支払いがない場合。

(2)(1)の場合には、当社は解約日の属する月のリース料金をいただきます。また、②の場合で解約日が契約締結日から2年以内の場合には解約金として別途、リース機器1台につき1,000円（非課税）をいただきます。

(3)(1)①に掲げるリース機器の滅失・毀損・紛失がご契約者さまの責に帰すべき事由による場合は別表②に従い損害を賠償していただきます。

(4)(1)④の場合には、リース機器を引き続き設置場所に置かせていただきます。なお、(1)①～③、⑤の場合には原則として当社または契約取扱店にて回収させていただくこととし、ご契約者さまは回収に協力するものとします。

13. ご加入時に当社または、当社のガス取次先等とガスの使用契約を締結していたご契約者さまが、本サービス加入後に当該ガス使用契約を解約し、当社以外のガス小売り業者との間でガスの使用契約を締結した場合でも、本サービスはご継続いただけます。解約をご希望される場合は当社にご連絡するものとします。ご連絡がないことによるご契約者さまの不利益に関し、当社は一切責任を負いかねます。
14. 当社のサービスを複数ご契約いただいている場合、サービスの請求をまとめさせていただくことがあります。
15. 12. (1)に定める場合以外で、ご契約者さまにやむを得ない理由がある場合は中途解約ができます。この場合、当社は解約日の属する月のリース料金をいただきます。また解約日が契約締結日から2年以内の場合には、解約金として別途、リース機器1台につき1,000円（非課税）をいただきます。リース機器は当社または契約取扱店にて回収させていただくこととし、ご契約者さまは回収に協力するものとします。
16. 12. (1)、13. (12. (1)①を除く)による中途解約の場合、ご契約者さまのご希望があれば、設置したリース機器を売渡しいたします（ただし、契約終了月の前月以前の中途解約に限る）。売渡し価格は別表②によります。この場合は、12. (2)、および15. に定める解約金はいただきません。
17. リース料金は原則として、口座振替払いにより、毎月お支払いいただきます。ただし供給開始後、お支払方法の手続きが完了するまでは、払込みの方法によりお支払いいただきます。
18. 当社以外とガスの使用契約を締結している方は、転宅等によりガス小売事業者とのガスの使用契約が解約された場合であっても当社のサービスは自動解約となりません。解約をご希望される場合は、当社までご連絡いただくものとします。ご連絡がないことによるご契約者さまの不利益に関し、当社は一切責任を負いかねます。
19. リース契約は消費税増税時の経過措置料金の対象です。ただし、サービス料金の変更に伴い、消費税増税時の経過措置料金の対象外となることがあります。
20. 本契約は契約書記載の期間で満了により終了いたします。この場合当社または契約取扱

店は、すみやかにリース機器を回収させていただくこととし、ご契約者さまは回収に協力するものとします。また、当社都合においてリース期間中でのリース更新をお願いする場合がございますのでご了承ください。

- 2 1. 当社は本契約に定める業務を円滑に進めるため、当社の業務代行店等に業務を委託することができるものといたします。
- 2 2. ご契約者さまと当社は本契約に定めのない事項については、法令および商慣習に従うほか、誠意をもって協議いたします。

【別表①】

ガス警報器および火災警報器のリース料金・有効期限・リース期間は以下のとおりとなります。

家庭用 都市ガス 警報器	メーカー型式	メーカー	リース料金 (10%税込)	有効 期限	リース 期間	リース総額 (10%税込)
	YP-756F	矢崎エナジー システム製	月々297円	5年間	60ヵ月	17,523円
	YP-764F		月々297円			17,523円
	YP-774		月々344円			20,296円
	MC-325	新コスモス電機製	月々342円			20,178円
	MC-325S		月々440円			25,960円
	XW-815S		月々344円			20,296円

火災 警報器	メーカー型式		リース料金 (10%税込)	有効 期限	リース 期間	リース総額 (10%税込)
	SA-182E	新コスモス電機製	月々202円	10年間	120ヵ月	24,038円

リース総額は、ご契約初月のリース料金が無料となるため、月額リース料金×(リース期間-1ヵ月)で計算します。

【別表②】

- 1 2. (3)による損害賠償額および1 6. による売渡し価格は各々次の計算式によります。

家庭用 都市ガス 警報器	メーカー型式	計算式
	YP-756F	218.33円(10%税込)×(有効期間残存月数-1)+218.33円(10%税込)
	YP-764F	218.33円(10%税込)×(有効期間残存月数-1)+218.33円(10%税込)
	YP-774	258.33円(10%税込)×(有効期間残存月数-1)+258.33円(10%税込)
	MC-325	289.67円(10%税込)×(有効期間残存月数-1)+289.67円(10%税込)
	MC-325S	367.50円(10%税込)×(有効期間残存月数-1)+367.50円(10%税込)
	XW-815S	258.33円(10%税込)×(有効期間残存月数-1)+258.33円(10%税込)

火災	メーカー型式	計算式
警報器	SA-182E	61.58 円(10%税込)×(有効期間残存月数-1)+61.58 円(10%税込)

有効期間残存月数は、12. (1)①が生じた月および中途解約された月を含まず算出します。
ただし、契約終了月の売渡しはできません。